



平成30年度当初に当たって

公益財団法人京都府生活衛生営業指導センター 代表理事 山岡景一郎

一段と厳しい寒さであった今冬もようやく過ぎ、心も体も伸び伸びとなる良い季節となりました。3月4月は言い古されたことではありますが、別れの悲しさがある一方で出会いの嬉しさがある季節です。知事選は山田府政の継承と発展を主張された候補者が当選し、私に関係する学校でも卒業があり、入学があります。今は、新年度を迎え各組合におかれては気持ちも新たに様々な事業を展開されているものと思います。

さて、今年は景気が回復する中で、消費税の軽減税率への対応準備や働き方改革への対応、最低賃金の上昇、雇用の確保、生産性の向上等々課題がたくさんあります。

最低賃金は1,000円を目標に年々上げていくというのが政策となっています。生衛業は雇用の確保が難しく賃金をあげざるを得ない状況の中で人件費の上昇が経営を苦しめていることもあるのではないのでしょうか。生衛業も収益力を上げて賃上げをしろということを言われますが、経営規模の小さな生衛業には難しいものがあるようにも思います。また、今国会の重要な論点の一つに働き方改革があります。働き方改革は少子高齢化が進む中で如何に労働力人口を確保し経済成長を持続可能なものにするかなどという目的の下で、長時間労働の解消や同一労働同一賃金と賃上げなどが重点課題として掲げられています。

いずれも重要なことではあるとは思いますが、生衛業においては技術・技能を受け継いで初めて一人前になれるという、単に時間だけの労働で足りるのか、体で覚えて自らの工夫と知恵で技術・技能を習得していくというそんな時間の使い方・労働がどう評価されるのか。制度遵守ということは大変大事なことは重々承知していますが、果たして生衛業のような事業形態のところでどう展開していけるのか難しい課題があるように思います。一律にではなくきめ細かくそれぞれの業種・業態に応じた制度設計がそれぞれの制度の下で働く人も経営者も満足のいくものであってほしいと思います。

今、組合員数の減少に歯止めがかかりません。それぞれの組合で組合員確保に必死で取り組んでいただいているところです。私どももかねてから、行政に対し、保健所や医療衛生センター窓口での相談の際、新規開業者に対して生衛組合の加入を呼び掛けていただくようお願いをしているところです。今後も色々知恵を絞って工夫をしながら重点課題である組合員確保に取り組んでいきたいと思えます。

当指導センターにおきましては、今年度も引き続き事業の充実に向けてまいります。皆様のご支援ご協力をよろしくお願いいたします。

●平成29年度第2回理事会を開催 (平成30年3月12日)

理事会では平成30年度の事業計画と収支予算(案)及び借入限度額に関する議案について審議が行われ、いずれも原案どおり承認されました。

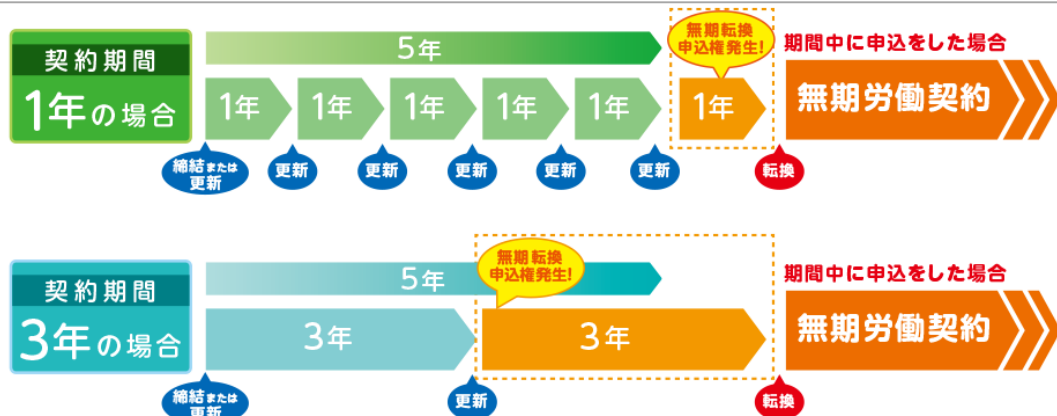


平成30年4月からの無期転換ルールの本格化について

無期転換ルールとは、平成25年4月に改正された労働契約法により、同一の使用者（企業）との間で、有期労働契約が5年を超えて更新された場合、有期労働契約からの申込みにより、期間の定めのない労働契約に転換されるルールのことです。本年度より無期転換ルールが本格化しますので対応が必要となります。

円滑な導入に向けて、就業規則や社内制度の整備はできていますか。事業所で確認を行きましょう。

対象となる方 ▶ 雇用されている方のうち、原則として**契約期間に定めがある有期労働契約が通算5年を超える全ての方が対象**です。契約社員やパート、アルバイトなどの名称は問いません。



●厚生労働省「有期労働契約者の無期転換ポータルサイト」より抜粋 ※平成25(2013)年4月1日以降に開始する有期労働契約が対象です

【詳細・問合せ先】 ◆ 厚生労働省「無期転換ポータルサイト」<http://muki.mhlw.go.jp/> ◆ 無期転換ルール特別相談窓口／京都労働局（雇用環境・均等室）TEL 075-241-3212

消費税軽減税率対策補助金の期限延長について

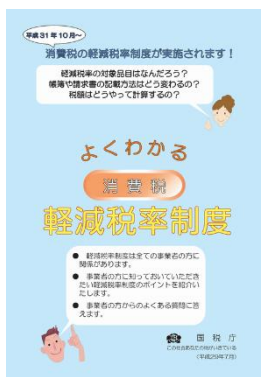
消費税の軽減税率制度が2019年10月1日から実施されるに当たり、「軽減税率対策補助金」の補助事業の完了期限・申請受付期限が下記のとおり変更となりました。

変更前 平成30年1月31日までに申請

↓

変更後 **2019年9月30日までに事業完了**
2019年12月16日までに申請 ※

※2019年9月30日までにレジ及びレジシステムの導入又は改修を終え、支払いを完了後、2019年12月16日までに申請。



〔軽減税率対策補助金に関する問合せ先〕

◆軽減税率対策補助金事務局
TEL 0570-081-222
03-6627-1317(IP 電話専用)
受付 9:00~17:00
(土日祝日を除く。)

◆軽減税率対策補助金ホームページ
<http://kzt-hojo.jp/>

関係機関の異動について（平成30年4月1日付）

(敬称略)

京都市保健福祉局医療衛生推進室
医務衛生課
TEL 075-222-4272

課長 折戸 淳
生活衛生担当課長 西原 和美
「民泊」対策担当課長 南 秀明
生活衛生係長 辻本 薫

日本政策金融公庫

【京都支店】
国民生活事業総轄 天鷲 和之

【西陣支店】
支店長兼国民生活事業総轄 阿部 賢

【舞鶴支店】
支店長兼国民生活事業総轄 麻生 浩之

日本音楽著作権協会(JASRAC)

【京都支部】
支部長 竹村 晃一

日本政策金融公庫 生活衛生融資について

生活衛生融資には増加する訪日外国人旅行者に対応するため、幅広い使いみちに利用できる制度があります。また、生活衛生同業組合に加入されている方は、運転資金の利用も可能となり、利率等も有利な条件で利用ができますので、下記の生活衛生同業組合までお気軽にご相談ください。

▼生活衛生融資（インバウンド対応関連） 利用には「訪日外国人旅行者対応計画書」の提出が必要です。

融資制度	振興事業貸付 (生活衛生同業組合員の方が利用できます。)		一般貸付
	設備資金	運転資金	設備資金
資金使途	設備資金	運転資金	設備資金
融資限度額	1億5,000万円～7億2,000万円 (業種により異なります。)	5,700万円	7,200万円～4億円 (業種により異なります。)
融資期間 [据置期間]	20年以内※ [2年以内] ※店舗・宿泊施設の新設及び増改築に係るものは30年以内	7年以内 [2年以内]	13年以内 [1年以内 (返済期間が7年超の場合は2年以内)]
利率	基準利率-1.05%	基準利率-0.65%	基準利率-0.65%

▼飲食店を営む方は「インバウンド対応支援ツール」をご活用ください！

日本政策金融公庫では、飲食店事業者のインバウンド対応を支援するため、右記の支援ツールを無料で配布されています。ぜひご活用ください。

外国人客おもてなしガイドブック

インバウンド対応に初めて取組む方向けに押さえておくべきポイントをまとめた手引書



指差しコミュニケーションツール

外国語が話せない方でも外国人客とスムーズなコミュニケーションが可能となるツール

日本政策金融公庫ホームページよりご覧いただけます。 <https://www.jfc.go.jp/n/findings/inboundtool.html>

生活衛生営業「経営特別相談員」について

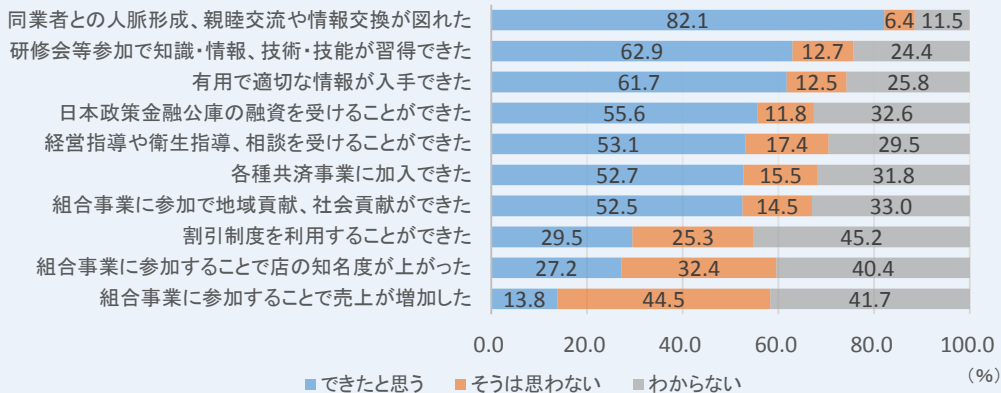
経営特別相談員（略称：特相員／とくそういん）は、京都府知事の委嘱を受けて経営全般に関することの指導や助言を行うことができる方で、現在57名の特相員が生活衛生営業者の「地域の身近な相談相手」として現場経験を活かした活動をされています。お店の経営や生活衛生融資に関することは、お気軽に下記の生活衛生同業組合までご相談ください。

(順不同・敬称略)

組合	理 容 (075) 841-2558	クリーニング (075) 313-0380	公衆浴場業 (075) 801-1301	興 行 (075) 533-3010	旅館ホテル (075) 221-6231
特相員	田辺 正治 波部 勝 安井 孝爾 岩崎 光哲 吉田 雅博 上原 栄樹 金子 義隆 三宅 厚子	河前 隆三 細見すみ子	吉本 誠 高野 絹代	守田 晴美	石間 太郎 沖田 康彦 野村 一雄 柏 和實 高木 一壽 直原 響子 山邊真奈美
組合	食 肉 (075) 691-3393	美容業 (075) 811-0211	麺類飲食業 (075) 221-3964	食鳥肉販売業 (075) 326-3651	寿 司 (075) 321-5448
特相員	岡山 繁夫 尾崎 一男	原口 潔治 小出 伸一 山口 真澄 粟津 暢彦 金光 真理 大成 麻姫	清水 久行 植田 宏治 鷹尾 史郎	重田 久枝 松本 嘉広	花登 一彦 木村 裕一 宮本 博義 安念 弘和
組合	喫茶飲食 (075) 256-1647	中華料理 (075) 222-2580	料 理 (075) 221-5833	飲食業 (075) 252-3145	社交料飲 (075) 722-2051
特相員	信部 尚平 四方 恭一 澤本信太郎 山田喜久夫	武田 淳一 上野 博史 永田 真司	新造 一夫 高見 浩	八木 俊憲 楠 晴雄 武原 賢三 鳴海晴一郎 石谷 彰男 本村 哲朗 本城 忠宏 畠中 勉 満田 勲	村上 裕子 蘆田 康司

生衛業の振興と生衛組合に関するアンケート調査結果 ⑧

組合員が「生衛組合に加入したことで受けることができた便益やメリット」について



「同業者との人脈形成、親睦交流や情報交換が図れた(82.1%)」は、どの年齢階級別でも高い割合を示しており、前号の調査結果⑦で紹介した組合への加入動機で最も高い割合であった「同業者や地域での人脈を作りたいかった(40.7%)」に対して、期待どおりのメリットがあったことがうかがえます。

●詳細結果は、当センターホームページ上において掲載をしていますので、組合組織の基盤強化や組合活動の活性化にご利用ください。

指導センター事業開催報告・お知らせ

◆ 衛生水準の確保・向上事業推進会議 (平成30年2月9日)

各生衛組合事務局・京都府・京都市・日本政策金融公庫が出席した第2回目の会議では、今年度の取組みや意見交換を行い、生活衛生同業組合活動推進月間及び衛生水準の確保・向上事業の総括を行いました。また、全国生活衛生営業指導センターが平成27年度に実施したアンケートデータより、組合加入促進活動の展開と関係機関の支援について説明を行いました。

◆ 後継者育成支援講演会 (平成30年2月19日)

株式会社飯田、長龍酒造株式会社 取締役・相談役 竹村 肇 氏より『実体験に基づく後継者育成について』のご講演をいただきました。企業経営の基本的な考えとは、自分たちの得意分野の中で、身の丈に合った経営を維持しつつ、絶えず新しい事業・商材に挑戦し、自己改革を続けていくことが必要であり、後継者をはっきりさせた後は、後継者に教育を施すのではなく、後継者がうまく事業を進めていける様な事業形態に会社を誘導していくことが大切であるとお話をいただきました。



経営安定と最新情報入手に役立つ 生活衛生同業組合のご案内を改訂しました。

京都府各保健所・京都市医療衛生センター・日本政策金融公庫各支店等で配布しています。組合加入についてのご案内や経営相談等お気軽にご相談ください。



会議・研修会等

- 三役会及び理事会
日 時 平成30年6月7日 (木)
三役会14:00~、理事会14:30~
場 所 京都ガーデンパレス
- 後継者育成支援事業出前授業/美容組合
日 時 平成30年6月13日 (水)
場 所 京都市立西京極中学校
- 定時評議員会
日 時 平成30年6月22日 (金) 14:00~
場 所 京都ガーデンパレス

研修会開催に関するお願い

平成30年度中に経営や衛生等に関する研修会の開催を予定されている生衛組合は、お早めにご連絡をお願いいたします。

組合情報に関するお願い

当センターホームページとFacebookにおいて、組合事業の情報発信を行っています。情報提供をよろしくをお願いいたします。

Kyoto SeeL通信

Vol.193 2018Spring

編集・発行人

山岡景一郎

公益財団法人
京都府生活衛生営業指導センター

京都市左京区田中西樋ノ口町90
TEL 075-722-2051
<http://www.Kyoto-seel.com/>

Homepage

Facebook

